第六章　費用勘定（第三十五条・第三十六条）
第七章　消費税等（第三十七条）
第八章　雑則（第三十八条・第三十九条）
附則

別表第1（第3条関係）

(1)　固定資産

原子力発電設備		［略］
	リース資産 資産除去債務相当資産	［略］
		原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）第5条第3項ただし書の要引当額の相当額を含む。

(4)　固定負債

資産除去債務	［略］	法的規制等の種類ごとの区分により、項を設けて整理する。原子力発電施設解体引当金に関する省令の規定による特定原子力発電施設については、原子力発電施設解体引当金及びその他に区分して整理する。

(16)　営業収益

(I)電気事業営業収益 電灯料 廃炉等負担金収益		調査決定の完了した金額を計上する。 ［削る］ 廃炉等実施認定事業者の子会社等若しくは親会社等から、廃炉等積立金に充てるために支払われる金額を整理する。

第六章　費用勘定（第三十五条・第三十六条）
第七章　消費税等（第三十七条）
第八章　雑則（第三十八条・第三十九条）
附則

別表第1（第3条関係）

(1)　固定資産

原子力発電設備		［略］
	リース資産 資産除去債務相当資産	［略］ ［新設］

(4)　固定負債

資産除去債務	［略］	法的規制等の種類ごとの区分により、項を設けて整理する。原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）の規定による特定原子力発電施設については、原子力発電施設解体引当金及びその他に区分して整理する。

(16)　営業収益

(I)電気事業営業収益 電灯料 廃炉等負担金収益		［新設］ 調査決定の完了した金額を計上する。 廃炉等実施認定事業者の子会社等若しくは親会社から、廃炉等積立金に充てるために支払われる金額を整理する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第四条　電気事業会計規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			**別表第1**（第3条関係）		
(1)　固定資産			(1)　固定資産		
繰延税金資産		［削る］	繰延税金資産		流動資産の「繰延税金資産」に整理されるもの以外の繰延税金資産を整理する。
(2)　流動資産			(2)　流動資産		
［削る］		［削る］	繰延税金資産		流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後1年内に取り崩されると認められるものを整理する。